

周南市監査委員 中村 研二

周南市監査委員 坂本 心次

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

新南陽総合支所

地域政策課、市民生活課、健康福祉課

教育委員会事務局新南陽総合出張所

2 監査の範囲

平成28年（一部平成27年）4月から平成29年2月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成29年5月1日から平成29年6月28日まで

4 監査の結果に基づき措置を講じた内容

地域政策課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	行政財産目的外使用料について、調定書及び納入通知書に納期限の記載がないものがあった。
	措置状況	今後は適正に記載します。

(2) 財産管理事務

ア	指摘事項	備品について、備品管理システムに未登載のものがあつた。
	措置状況	備品管理システムに登載しました。

市民生活課

(1) 共通的事項

ア	指摘事項	特殊勤務手当支給条例による特殊勤務手当の支給に係る勤休管理について、特殊勤務等実績簿と勤休管理システムの内容が異なるものがあつた。
	措置状況	特殊勤務等実績簿を作成しました。